

〔判例研究〕 譲渡会社の商号の標章等を継用した譲受会社に対する会社法22条1項類推適用の可否

(東京地判平成27年10月2日判例時報 2292号94頁、
金融・商事判例1480号44頁)

村 上 裕

【事案の概要】

P社は、内装工事の設計、監理等を主な事業とする株式会社である。P社は、Cが平成14年に出資して設立した株式会社であり、Cが代表取締役、B・Dが取締役として、事務所の内装工事の設計及び監理のほか、施工や家具販売も含めて一括で請け負うなどしていた。Bは、P社において、設計、監理のみを専業とする子会社の責任者を務めていた。P社は、自己の呼称としてホームページ等で「Y」と記載しており、この表記を裏返しにして表示された標章(以下、「本件標章」という。)を使用していた。

P社は、平成23年3月頃以降、金融機関からの借入金について弁済期の変更合意を繰り返すようになった。さらに、D並びに一部従業員の退職や、P社債権者が事務所に詰めかける事態が生じたため、P社は、平成24年2月頃、登記簿上の本店所在地を変更しないまま、本店所在地にあった事務所からシェアオフィス(以下「本件ビル」という。)に事業の本拠地を移転した。

BとCは今後の事業継続について相談し、Bが自らノウハウを有していた設計・監理業務を行う別会社を設立することにした。これは、当該別会社がP社から仕事の紹介を知り受けた際には、P社に紹介手数料を支払うことで、P社およびCが債務の弁済について時間的猶予を得て、再建の機会をうかがうという意味も有していた。Bは、別会社については知り合いの公認会計士Eが有する休眠会社を無償で使うこととし、平成24年7月4日、Y社の商号等

の変更登記がされ、商号は現在の「株式会社Y」に、定款の目的はP社と同一のものに、Bが唯一の取締役兼代表取締役、本店所在地は本件ビル（5階）にそれぞれ変更された。商号名に「Y」という文字を用いたのは、それまでにP社が業界において浸透させてきた「Y」という名称にはブランド力があると考えたことから、これを維持し活用していこうとBが考えたためであった。

Bは、平成24年7月頃、Y社としての事業を開始した。Y社の事業開始に当たって、CやP社から資金や動産等の承継はされなかったが、従業員は、いずれもP社において勤務していた者であった。また、Y社が事業を開始した時点でP社が継続中であった案件は、クレーム対応を含めてY社が引き継いで行った。なお、P社において継続中であった案件の顧客に対しては、同社とY社とが連名で、Y社を新たに立ち上げた旨の挨拶状を交付した。さらに、Y社は、P社から許諾を得て、P社が従前より使用している本件標章を名刺、ホームページのほか顧客に交付する提案資料等に表示していたほか、Y社の従業員の名刺には、P社の許諾を得て、Cの名刺に記載されているのと同じファクシミリ番号が記載され、裏面に同一のデザインが印刷されていた。

P社は、Y社が事業を開始した平成24年7月以降は、従業員を有さず、Cのみが営業を行うようになった。同社は、同月10日、Y社との間で、顧客を紹介する代わりに紹介料の支払を受けることなどを内容とする業務委託契約を締結し、Y社のほか数社との間でも、同様に紹介料の支払を受けていた。なお、上記業務委託契約では、顧客との契約関係は顧客とY社との間に生じ、売上はY社に帰属することが前提とされていた。また、P社は、自らの債権者に対して仕事を紹介し、紹介手数料と同債権者の同社に対する債権とを相殺処理するというも行っていた。その結果、約2億円弱あった一般債権者に対するP社の買掛債務額は、平成27年5月には、1億1000万円から1億2000万円程度にまで減少した。

銀行業等を営むXは、平成20年9月にP社に対して3000万円を貸し付けて

いたが、Y社がP社の事業を譲り受け、その標章を続用しているとして、会社法22条1項の類推適用に基づいて上記貸付金残金等の支払を求めて訴えを提起した。

【判旨】 請求認容（確定）

①P社からY社への事業譲渡の有無について

「会社法22条1項は、事業を譲り受けた会社が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合には、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う旨を規定しているところ、ここにいう事業の譲渡とは、一定の営業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせるものをいうものと解される（最高裁昭和40年9月22日大法廷判決・民集19巻6号1600頁参照）。」

「…BがY社において事業を営むに至ったのは、平成24年初頭頃からP社の債権者が事務所に詰めかけ、同年4月には預金の仮差押えを受けるなどの事態が発生して、今後、従業員に対する給与の支払ができなくなることも予想されたことから、別会社において業務を行って収益を確保する必要に迫られたためであることが認められる。Y社は、P社が営んでいた業務のうち、内装工事の設計・監理業務に特化して事業を営むものであって、……平成23年11月頃にP社の創業時からの取締役であったDが同社の中枢を担っていた従業員らとともに……独立した後に、P社に残された従業員らにおいて可能であった業務は、Bがノウハウを有していた内装工事の設計、監理のみであったことがうかがわれ、Dらが抜けてからのP社の業務とYの業務には、同一性があったといえる。そして、Y社が事業を開始した平成24年7月頃以降は、P社は、従業員を有さず、代表取締役Cが一人で営業を行うようになり、顧客を獲得すると、これをY社らに紹介する代わりに紹介料の支払を受け、自

ら設計、監理等の業務を行うことがなくなっていたことが認められる。そうすると、同年7月頃に、それまでP社で行ってきた業務がYにおいて行われるようになったということが出来る。」

「Y社は、P社が同社の商号を英語で表記した場合の頭文字であり自己の略称としてホームページ等で使用していた『Y』という名称が業界において浸透しており、ブランド力があることから、休眠会社の商号を『株式会社Y』に変更して、これをY社の商号として利用するとともに、P社が使用しており、同社のブランド力を象徴する本件標章を同社の許諾を得て利用することとなったものである。このように、『Y』との名称及び本件標章にはブランド力があつたのであるから、これをY社が利用するようになったことは、P社からY社に対して財産的価値を有するブランドの承継がされたと評価することができる。」

「Y社の取締役はB1名のみであるところ、BはP社の取締役でもあり、また、Y社の従業員は、いずれも、P社に在籍していた者のみから構成され、Y社において勤務することを希望した者が雇用された。したがって、人的組織の面からも、Y社は、P社から承継したものと評価することができる。」

「P社とY社は、平成24年7月、P社がY社に対してY社の顧客となり得る者を紹介する代わりに紹介料の支払を受けることなどを内容とする業務委託契約を締結したことが認められる。しかし、同契約において、顧客との契約関係はP社ではなくY社との間に生じ、売上げもY社に帰属することとされていたことは、前記認定のとおりであるから、上記業務委託契約は、P社からY社に対する事業の譲渡と矛盾するものではない。」

「……以上を総合すると、P社は、Y社に対し、P社が平成24年7月当時行っていた事業であるオフィスデザイン的设计・監理事業のために組織化され有機的の一体として機能する財産を譲渡したものと認めることができる。」

よって、P社は、Y社に対し、平成24年7月頃、内装工事の設計、監理の業務について事業の譲渡を行ったものと認めるのが相当である。」

②Yによる商号の略称・本件標章の使用が商号続用に該当するか

「P社の平成24年7月当時の商号は、株式会社Pであって、Y社の商号は、株式会社Yであるから、その主たる構成部分に同一性を認めることができず、Y社がP社の商号を続用したものと直ちに評価することはできない。

もっとも、…YはP社がかねてより社名を英語表記した場合の頭文字として使用していた「Y」という名称にブランド力があることを考慮して、これを商号の主たる部分として用いることを選択し、また、ブランド力の象徴である本件標章を使用しているものである。

そこで、このような場合に、商号の続用に準ずるものとして、会社法22条1項を類推適用すべきかについて検討する必要がある。

会社法22条1項が、営業譲渡の譲受会社のうち、商号を続用する者に対して、譲渡会社の債務を弁済する責任を負わせた趣旨は、営業の譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合には、従前の営業上の債権者は、営業主体の交替を認識することが一般に困難であることから、譲受会社のそのような外観を信頼した債権者を保護するためであると解するのが相当である（最高裁昭和29年10月7日判決民集8巻10号1795頁、同昭和47年3月2日判決民集26巻2号183頁参照）。

「…Y社は、P社がかねてより英語表記の略称として用いていた『Y』という名称を商号とし、また、P社がかねてより使用していた本件標章を使用しているものであるところ、『Y』という名称はP社という営業主体を表すものとして業界で浸透し、ブランド力を有するに至っており、また、本件標章はそのブランドの象徴として利用されてきたものと認められる。そして、一般に標章には、商号と同様に、商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるということができるところ、Y社は、本件標章を従業員の名刺、ホームページのほか、顧客に交付する提案資料等に表示していたことが認められ、Y社が、P社の略称である『Y』を商号の主たる部分としていたことと相まって、P社という営業主体がそのまま存続していると

の外観を作出していたものということができる。

そうすると、P社の略称である『Y』を商号の主たる部分とするY社が、P社が使用していた本件標章を引き続き使用したことは、商号を続用した場合に準ずるものというべきであるから、Y社は、会社法22条1項の類推適用により、P社のXに対する債務を弁済する責任を負うものと解するのが相当である。」

【評釈】判旨に一部反対

本件は、商号続用責任を定めた会社法22条を類推適用した一事例であるが、譲渡会社の商号でも屋号でもない標章・商号の略称の続用に類推適用を認めた点で、従来の判例の枠から一步踏み出したものと言える。

本件ではP社とY社との間に明確な事業譲渡契約があったとは言えないため、事業譲渡ないし事業の賃貸借の有無が問題とされたため、検討においても、まずこの点から始め、続いて標章・商号の略称の続用にかかる会社22条類推適用の可否について検討する。

一、

本判決が引用する最大判昭和40年9月22日の示す通り、営業譲渡・事業譲渡は、一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部又は重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせるものであると定義づけられる。一方で学説においては、一定の営業目的のために存する組織的財産の譲渡であると解する営業財産譲渡説や、企業者たる地位の譲渡・引継ぎとみる企業者地位交代説などが存在する¹。ただしこの学説対立は、ある事象を物の

1 学説対立については、宇田一明『営業譲渡法の研究』（中央経済社・1993年）6頁以下などを参照。

観点からみるかヒトの観点から見るかの違いでしかない²。また本件ではいずれの学説に立ったとしても、営業譲渡・事業譲渡があったという結論は異ならない。

判旨は事業譲渡があったことを認定するために、譲渡会社と譲受会社の事業が同一ないし類似しており、事業ノウハウの承継のもと譲受会社において事業譲渡後の事業活動が展開されている一方で譲渡会社が事業活動を行っていないこと、企業ブランド・人的組織の承継・両社の業務委託契約の存在等、種々の事実関係を指摘する。これは従来の裁判実務における、明確な事業譲渡契約・営業譲渡契約が存在しない場合に、譲渡会社・譲受会社の営業内容の同一性・人的物的関係・契約の動機ないし目的等を積み上げて事業譲渡・営業譲渡を推認する方向性と一致するものであり³、またその結論に異論はない。

なお、上記最大判昭和 40 年 9 月 22 日に関しては、営業譲渡・事業譲渡における競業避止義務の要件性について対立が見られるところではある。しかし近年は、判決は営業譲渡・事業譲渡の結果として当事者間において特約のない限り競業避止義務を負うという趣旨を述べているにすぎないという有力な見解もある⁴。そのためか、本判決でも競業避止義務については特段言及されていない⁵。

2 不動産譲渡には所有権の移転という面と所有者の交代という 2 つの側面があることとの対比で論じる、関俊彦『商法総論総則（第 2 版）』（有斐閣・2006 年）227 頁参照。

3 升田純「現代型取引をめぐる裁判例（4）」判例時報 1647 号（1998 年）17 頁。

4 藤田友敬「判批」江頭・山下編『商法（総則・商行為）判例百選（第 5 版）』（有斐閣・2008 年）39 頁、田中亘「競業避止義務は事業の譲渡の要件か」東京大学法科大学院ローレビュー 5 巻（2010 年）286 頁以下。

5 この点、本判決と同様に事業譲渡契約の存在を推認した東京地判平成 21 年 7 月 15 日判例タイムズ 1319 号 225 頁が、上記最大判昭和 40 年 9 月 22 日の判旨を引用する際に競業避止義務の点に触れているのに対照的である。

二.

会社法 22 条は事業譲渡において会社の商号を続用した場合の責任を定めているが、実際には「商号」続用にのみ限定されないのは、すでに判例理論において確立されているところである。即ち、最判平成 16 年 2 月 20 日民集 58 卷 2 号 367 頁が、「預託金会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の営業の譲渡がされ、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が継続して使用しているときには、譲受人が譲受後遅滞なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り、会員において、同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があったけれども譲受人により譲渡人の債務の引受けがされたと信じたりすることは、無理からぬものというべきである」として、商号続用はないがいわゆる「屋号」が続用されている場合について会社法 22 条類推適用を肯定する。判例は、会社 22 条の趣旨について外観責任説を採用しており（最判昭和 29 年 10 月 7 日民集 8 卷 10 号 1795 頁など）、第三者において営業主体の混同ないし債務引受けがなされた等の誤認を生ぜしめる外観が形成されていたことを、譲受会社が弁済責任を負う根拠としている。従って営業主体の混同等の誤認を生ぜしめる外観の有無が問題となるため、当該外観を商号の続用にのみ限定させる必要はなく、営業主体を表示する機能を有するものの続用でも足りることになる⁶。

本件では、商号の略称の使用及び標章の続用が、上記の「営業主体を表示する機能を有するもの」の続用と言えるか否かが争点となっている。これについて本判決は、当該略称が業界内部で営業主体を表示するブランド力を有していること、標章を名刺やホームページ等で用いていたこと等を根拠として、本件においては商号の略称及び標章が「営業主体を表示する機能を有す

6 小林量「判批」民商法雑誌 131 卷 6 号（2005 年）892 頁、土岐孝宏「本件判批」法学セミナー 734 号（2016 年）111 頁など。

るもの」に該当するとした。

この解釈自体は、判例（外観責任説）に基づく限りにおいては妥当である。商号とは別の、ブランド名などの表示等を活用して事業活動が展開され、ときにはその商号以外の表示の方が商号よりも著名である場合や、顧客誘引力を有することがありえる⁷。従って外観責任説に基づけば、商号以外の表示に営業主体表示機能がある限りにおいて、その続用について会社 22 条を類推適用する基礎は存在するものといえる。ただし、商号の略称等を続用したことで即類推適用になるわけではなく、あくまで商号の略称等が営業主体表機能を有していた場合に限定される。その限りで営業主体表示機能の有無は個々の具体的事案により異なりうるため、本判決は会社 22 条類推適用の一事例に止まる。

また、本件では商号の略称及び標章の続用がなされた事案だが、仮に（1）標章のみの続用があった場合、（2）商号の略称のみの続用があった場合についても類推適用されるか否かは、また別途考慮を要する。（1）については、積極的に肯定する論者もある⁸。もっとも本判決では、Y社がP社の略称である「Y」を商号の主たる部分としていたことも類推適用の根拠としていることから、判例はあくまで「商号」に近接する表示（屋号など）の続用をベースに考えているといえる。また会社 22 条の文言から離れすぎていることから、標章のみの続用では類推適用されないと考える⁹。そのように考えないと類推適用の範囲が不明確になることも、根拠の1つに挙げられよう。（2）については、商号の略称は商号自体とはいえず、また本件ではP社の商号を直接的に連想させる語句とはいえないとして否定する見解もあれば、肯定す

7 土岐・前掲111頁。

8 牛丸弘行「本件判批」法と政治67巻3号（2016年）11頁。ただし別の個所で、当該標章にブランド力が乏しく営業主体表示機能を有していない場合は別とする（同11・12頁）。また重田麻紀子「本件判批」法学研究89巻9号（2016年）101頁は、標章一般の営業主体表示機能について疑問視する。

9 なお、潘阿憲「本件判批」ジュリスト1501号（2017年）115頁は、本件における標章続用の認定は会社22条推類適用という結論を導く補強材料にすぎないとする。

る見解もあり、学説は分かれる¹⁰。

もっとも、仮に商号の略称の続用について類推適用を否定したとしても、そのような場合には許害責任（会社23条の2）で処理をすべきとの考えは十分あり得る。そして、本件は会社23条の2新設前の事案であるが、本来は当該規定または、民法422条の許害行為取消権ないし法人格否認の法理によって処理されるべき事案であったと思われる¹¹。この点について、次に検討する。

三.

本判決は、外観責任説に基づいて商号の略称及び標章の続用について会社22条類推適用を肯定する。しかし、本件では内装工事の設計等Y社の事業活動の直接の相手方との関係では、商号の略称及び標章の続用により誤認される外観が作出されたといえる可能性はあるが、貸付を行う銀行との関係では、商号こそが営業主体の判断としては重要であるため、債権者が外観を誤認した事案と言えないのではないかという指摘がある¹²。外観を誤認した事案ではないとしたときに、会社22条を用いる実質はあるのであろうか。

本件の事実認定によれば、Y社は事業譲渡時にX銀行と事前・事後に貸付金の支払計画等について相談した形跡はなく、その意味で一部債権者たるX銀行を害した事案と言える¹³。また本件は商号自体ではなく商号の略称等の続用であるが、あえて当事者がそのようにしたことは会社22条責任を回避す

10 否定説として、重田・前掲99頁。肯定説として、牛丸・前掲9頁。潘・前掲115頁は肯定的か。

11 法人格否認の法理の適用可能性を示唆する、弥永真生「本件判批」ジュリスト1490号（2016年）3頁参照。

12 弥永・前掲3頁。

13 事実認定では、約2億円弱あった一般債権者に対するP社の買掛債務額が1億1000万円から1億2000万円程度にまで減少したとされるが、Xからの借入債務額の変化については何ら言及されていない。この点で本件は狭義の許害性よりも、むしろ偏頗性が問題となる事案であった可能性がある。

る目的があったものと推認できるという主張はありえるかもしれない。ただし、そのことは事業譲渡の詐害性を示す1つの要素であると評価することができる。評釈の中には、本件は外観を誤認した事案とは言えない可能性を認めつつも、詐害譲渡における債権者保護の観点から22条類推適用を肯定するものもある¹⁴。しかしそうであれば、より直截に、本件譲渡における詐害性の有無を問題とするべきではなかろうか。つまり、本件は民422条の詐害行為取消権や法人格否認の法理によるのが適切であり、また本件は会社23条の2新設前の事案であったが、仮に制定後の事案であれば、同条が用いられるべきであった。

従来から会社22条は判例において詐害譲渡防止の目的で活用されてきたところではあるが¹⁵、一方で、商号以外の名称に会社22条を類推適用することについては、企業再編への阻害になることから慎重論が唱えられてきたところである¹⁶。営業主体表示機能を有する限りにおいて「商号」に範囲を限定させる必要はないという指摘はもっともではあるが、範囲を拡大させるとしても、その限界点はどこにあるのかは不透明な状況にある。また会社22条1項の責任を広く認めるのであれば、同条2項の免責登記がなされる範囲も同様に広げなければならない。しかし、事業譲渡での屋号続用の場合や会社分割にかかる2項免責登記については登記実務上可能と解されているが¹⁷、商号の略称等については現状では不明であり、今後の改善に委ねるしかない状況にある¹⁸。

14 田澤元章「本件判批」ジュリスト1505号（2017年）103頁。

15 得津晶「会社法22条1項類推適用は詐害譲渡法理か？」NBL888号（2008年）4頁以下など参照。

16 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1』（商事法務・2008年）221頁（北村雅史）。

17 事業譲渡での屋号続用につき、「商業登記の葉」登記研究674号（2004年）99頁。会社分割の場合につき、登記研究675号（2004年）247頁。

18 小林量「本件判批」私法判例リマークス54号（2017年）81頁。また、北村雅史「本件判批」法学教室430号（2016年）138頁参照。

このように、会社22条の適用範囲を拡大させることには種々の問題が伴う。ましてや、会社23条の2が制定された現在においては、債権者詐害的な事業譲渡に対する規制は同条に委ねられるべきである¹⁹。両方の規定の併存により債権者保護がより強固なものになる²⁰のは確かであるが、少なくとも両規定の棲み分けは意識しなければならない²¹。とくに会社22条類推適用の範囲を拡大するのであれば、なおさら会社23条の2との重複が問題となろう。

結論として、本判決がXの請求を認容した結論は妥当ではあるが、会社22条類推適用ではなく、詐害行為取消権ないし法人格否認の法理、さらには会社23条の2によるべきであったかと思われる。

※本稿は、JSPS 科研費課題番号 16K03396 の研究成果の一部である。

なお、会社22条の性質について外観責任説ではなく譲受人意思説に基づく場合、本件は商号の略称・標章の続用をもって譲渡会社債務を承継する意思を有していたものと擬制されるため、Xが外観を誤認したか否かを問わず、Xの請求が認容されることになりそうである。もっとも、商号の続用であれば会社22条2項の免責登記・通知により譲渡会社債務を承継しない意思を示しうるが、商号の略称・標章の続用の場合には同様の手段がない（少なくとも免責登記ができるか否かは不明である）。

19 田澤・前掲103頁は、会社22条の詐害的事业譲渡の局面における債権者保護機能を重視するが、会社23条の2制定以降も会社22条に当該役割を保持させるのか否かは明確にされていない。

20 土岐・前掲111頁。

21 究極的には会社22条は廃止されるべきであることについては、別稿で論じた（拙稿「改正会社法の下での事業譲渡における債権者保護について」金沢法学58巻1号（2015年）23頁以下）。

なお会社22条を仮に維持するとした場合には、詐害性から切り離して、商号続用に特化した規定として解釈されることになるが（山下真弘「商号続用責任規定（会社法22条）はどう解釈されるべきか（下）」ビジネス法務2016年9月号94頁、同『会社事業承継の実務と理論』（法律文化社・2017年）85頁参照）、ドイツにおいては会社22条と類似の条文であるドイツ商法25条の解釈について、現在は外観責任説は克服されており、商号続用は事業継続を示す一要素にすぎないと解されているという指摘もある（西内康人「団体論における契約性の意義と限界（三）」法学論叢165巻5号（2009年）1頁以下参照）。